

施策評価（令和3年度）

施策評価調書

戦略5 誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会戦略			
施策5-5 次代を担う子どもの育成			
幹事部局名	健康福祉部	担当課名	地域・家庭福祉課
評価者	健康福祉部長	評価確定日	令和3年8月26日

1 施策のねらい（施策の目的）

次代を担う子どもたちが健やかに育まれる社会を実現するため、複雑な事情を抱える子どもへの支援を強化するとともに、全ての子どもたちが生涯を通じて心身ともに健康に過ごすことができるよう、学校との連携により心と体の健康教育を推進します。

2 施策の状況

2-1 代表指標の状況と分析

代表指標①	年度	現状値 (H28)	H29	H30	R1 (H31)	R2 (H32)	施策の方向性(1)	
							R3 (H33)	備考
里親委託児童数(人)	目標			22	25	28	31	ファミリーホームによる措置児童数を含む。
	実績	16	19	25	27	36		
	達成率			113.6%	108.0%	128.6%		
出典:県地域・家庭福祉課調べ	指標の判定			a	a	a		
分析 (推移、実績・達成率、順位等)	順位等	全国	47位	47位	46位	44位	判明時期 未定	里親委託率
		東北	6位	6位	6位	6位		
<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度から令和元年度まで里親支援コーディネーターを配置したほか、2年度から里親養育を包括的に支援するフォスタリング機関事業を開始し、里親制度の普及啓発、委託里親への支援などの各種施策を強化した結果、前年度に引き続き目標を達成した。 令和2年度の里親委託率は17.6%（全国平均及び全国順位は未判明）であるが、元年度の全国平均（21.5%）に達しておらず、その内訳（乳幼児期39.2%、学童期以降10.5%）も、国の社会的養育ビジョンで示されている目標（それぞれ75%以上、50%以上）を大幅に下回っている。 全国の令和元年度末の里親委託児童数は7,492人で、養育里親研修の義務化に伴い里親の数が減少した平成21年度末の4,055人から84.8%増加している。一方、本県の2年度末の里親等委託児童数は36人で、21年度末の22人から63.6%の増加となっており、過去最少となった26年度末の13人と比較すると、約2.8倍の増加となっている。 里親委託率でみるとまだ全国下位水準と予測されることから、引き続き取組を強化・継続していく必要がある。 								

※ 指標の判定基準

「a」：達成率 \geq 100% 「b」：100% $>$ 達成率 \geq 90% 「c」：90% $>$ 達成率 \geq 80%

「d」：80% $>$ 達成率 又は 現状値 $>$ 実績値(前年度より改善) 「e」：現状値 $>$ 実績値(前年度より悪化)

「n」：実績値が未判明

2-2 成果指標・業績指標の状況と分析

							施策の方向性(3)	
成果・業績指標①	年度	現状値(H28)	H29	H30	R1(H31)	R2(H32)	R3(H33)	備考
生活保護世帯の子どもの高校進学率(%)	目標			97.7	98.4	99.2	99.2	
	実績	96.2	90.6	92.2	96.4	98.2		
出典:厚生労働省「生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率・就職率(中学校卒業後)の都道府県状況」	達成率			94.4%	98.0%	99.0%		
分析 (推移、実績・達成率、順位等)	順位等	全国	6位	35位	28位	9位	R3.10月頃 判明予定	
		東北	1位	5位	5位	3位		
<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の実施等の取組により、令和2年度の実績値(98.2%、56人中55人)は、元年度の実績値(96.4%、83人中80人)からやや上昇したが、目標を達成することはできなかった。 本指標の対象者数が少ないため、傷病や不登校等による非就学・非就労者の有無が実績値を大きく左右する(非就学・非就労者数:令和元年度2名、2年度1名)。 一般世帯と比較した場合、令和元年度は△2.4ポイント(一般世帯98.8%)、2年度は△0.5ポイント(同98.7%)となっており、乖離が縮小している。 								

2-3 施策の取組状況とその成果(施策の方向性ごとに記載)

(1) 里親委託の推進【地域・家庭福祉課】	指標	代表①
<ul style="list-style-type: none"> 里親制度の普及啓発活動として、里親制度普及ポスター展を5会場で46日間開催したほか、里親制度の説明会を54回開催した。 里親希望者を対象に、県内3会場にて研修を実施し、45組(65人)が受講した。なお、令和2年度中に新たに17組が里親登録を行っている。 委託開始後の悩みや相談等に応じるため、里親への家庭訪問や電話による支援を延べ308回行った(養育開始に向けた家庭訪問20回、里親登録調査16回、未委託里親24回、新規養育開始里親5回、既委託里親243回)。 		
(2) 児童虐待への対応の強化【地域・家庭福祉課】	指標	—
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年12月に国が策定した「児童虐待防止対策体制強化プラン」に基づき、児童福祉司の増員を図った(R元:29人→R2:31人)。 児童虐待を行った保護者のうち心の問題があるとされたものに、臨床心理士等のカウンセリングによる心理的ケアを行い、児童虐待の再発防止を図った。 		

(3) 子どもの貧困対策の強化【地域・家庭福祉課】

	指標	成果①
<ul style="list-style-type: none">令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、市町村において策定することが努力義務となった「子どもの貧困対策の推進に関する計画」について未策定の自治体に対し、子どもの貧困対策の推進状況と今後の方針等を把握することを目的に調査や電話によるヒアリングを行い、策定に向けて支援した（2年度末まで策定済み20市町、未策定5町村）。市町村の協力を得て、秋田県内のひとり親世帯2,505世帯（抽出）を対象に、子どもの将来展望や生活の実態に関する調査を実施し、1,408世帯（回答率56.2%）の回答を得た。また、県内の有識者等を中心として「秋田県子どもの貧困対策推進計画策定委員会」を組織し、調査の結果等を踏まえて検討を行い、「第2次秋田県子どもの貧困対策推進計画」を策定した。生活困窮世帯の子どもに対し、集合型による学習支援を実施し、2町で25人<+3人>が利用した。なお、利用者のうち中学校3年生11人は、全て高校に合格した。ひとり親等の生活困窮者を支援するための出張相談会を実施し（32人参加）、民生委員や社会福祉協議会役職員等に対して対象者の早期発見や子どもの教育資金の計画的な準備など家計見直しの効用について広く周知した。民生児童委員協議会の定例会やPTA連合会などの会合、高等学校の授業に、子ども食堂や食料支援に取り組んでいる者を講師として派遣することで貧困問題への理解促進を図った（講師派遣6回）。		

(4) 学校との連携による健康・命の教育の推進

【健康づくり推進課、保健・疾病対策課、教育庁義務教育課、高校教育課、保健体育課】

	指標	—
<ul style="list-style-type: none">子どもたちの肥満解消などの現代的な健康課題の解決に向けて、これまでの指定地域における「早寝・早起き・朝ごはん」など、望ましい生活習慣の確立に向けた取組の成果を周知した。学校における薬物乱用防止教育を推進するため、教員等を対象とした研修会（教員94人、関係者20人、計114人参加）を実施し、子どもたちの薬物乱用防止に関する正しい知識の習得を図った。学校におけるがん教育を推進するため、教員等を対象とした研修会（教員114人、関係者1名、計115人参加）を実施し、その資質向上を図るとともに、児童生徒を対象としたがん教室（延べ8回、717人参加）の実施を支援した。学校における食育を推進するため、保健体育課指導主事等が学校等を訪問し、「食に関する指導」における専門的事項の指導・助言や指導体制づくりを支援し、教職員の指導力と実践力の向上を図った。公益社団法人秋田県栄養士会と連携して、高校生に対して栄養・食生活改善に関する出前講座を実施した（3校、計71人受講）。高校生を対象としたSOSの出し方講座（7校<+2校>）を開催したほか、教職員を対象としたSOSの受け方に関する研修会（1回）を開催した。また、秋田大学による美郷町内の中高生を対象とした講座（1回）の開催に対し助成した。		

3 総合評価結果と評価理由

総合評価	評価理由
B	<ul style="list-style-type: none"> ● 代表指標の達成状況については、①「里親委託児童数」は「a」判定であり、定量的評価は「A」。 ● 代表指標①に関しては、目標は達成したものの、令和2年度の里親委託率（乳幼児：39.2%、学童期以降：10.5%、全体：17.6%）は、元年度の全国平均（全体：21.5%）を下回っており、全国的には下位の水準にあるほか、国の社会的養育ビジョンで示されている目標値（乳幼児：75%以上、学童期以降：50%以上）を下回っている。 ■ 代表指標の達成状況や施策の取組状況とその成果など総合的な観点から評価した結果、総合評価は「B」とする。

●定量的評価：代表指標の達成状況から判定する。

「A」：代表指標が全て「a」、「B」：代表指標に「b」があり、「c」以下がない、「C」：代表指標に「c」があり、「d」以下がない

「D」：代表指標に「d」、「e」を含む。ただし、「E」、「N」に該当するものを除く、「E」：代表指標が全て「e」、「N」：代表指標に「n」を含む

●定性的評価：成果指標・業績指標の達成状況を踏まえた上で、施策の取組状況とその成果、外的要因等から判定する。

■総合評価：定量的評価を踏まえた上で、定性的評価を考慮して、総合的な観点から「A」、「B」、「C」、「D」、「E」の5段階に判定する。

4 県民意識調査の結果

質問文	全ての子どもが生まれ育った環境にかかわらず、健やかに育まれる支援体制が整っている。					
満足度	調査年度	R1 (H31)	R2 (H32)	R3 (H33)	R4 (H34)	前年度比
満足度	肯定的意見	13.2%	16.8%	14.2%		△2.6
	十分 (5点)	1.8%	2.3%	1.8%		△0.5
	おおむね十分 (4点)	11.4%	14.5%	12.4%		△2.1
	ふつう (3点)	45.7%	47.5%	47.1%		△0.4
	否定的意見	22.8%	19.3%	22.7%		+3.4
	やや不十分 (2点)	14.3%	12.5%	15.3%		+2.8
	不十分 (1点)	8.5%	6.8%	7.4%		+0.6
	わからない・無回答	18.3%	16.5%	16.0%		△0.5
平均点	2.80	2.92	2.83		△0.09	
調査結果の認識、取組に関する意見等						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 5段階評価の満足度の平均点は「2.83」で、「ふつう」の3より0.17低かった。回答では「ふつう」が最も多かった。「十分」と「おおむね十分」を合わせた割合は14.2%、「ふつう」は47.1%、「不十分」と「やや不十分」を合わせた割合は22.7%であった。また、「肯定的意見」と「ふつう」を合わせた割合は61.3%であった。 ○ 「不十分」又は「やや不十分」の理由や県に求める取組として以下のような意見があった。 <ul style="list-style-type: none"> ・所得の低い家庭の多くは、子どもを産んで安心して育てられる環境にない。（男性／40歳代／平鹿地域） ・登下校に1時間かかる地域の子と5分の子が同じ生活水準で学習などできるわけがない。リモートを有効活用すべき。（女性／20歳代／由利地域） ・児童虐待の認知について、児童相談所の職員では限界があるので警察との連携の強化や職員の権限強化をすべき。（男性／70歳以上／秋田地域） 						

※端数処理の関係で満足度の割合の合計は100%にならないものもある。

5 課題と今後の対応方針

施策の方向性	課題(施策目標達成に向けた新たな課題、環境変化等により生じた課題 など)	今後の対応方針(重点的・優先的に取り組むべきこと)
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 里親制度への理解が深まっていないことや、里親として養育することへの不安を感じる人が多いことから、里親登録者数が伸び悩んでいる。 ○ 里親家庭での養育過程において、子どもの発達障害、愛着障害による問題行動等から、里親が養育の困難を感じ、心身の疲労やバーンアウト(燃え尽き症候群)によって、里親委託の解除が生ずる懸念がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ フォスタリング機関事業を担う秋田赤十字乳児院や、各児童養護施設に配置している里親支援専門相談員と連携し、引き続き、里親制度の普及啓発を行うほか、里親登録に向けて、関心の高い事業所、PTA等を対象にきめ細かにセミナーを開催しながら、里親養育への不安解消に努めるなど、リクルート活動を効果的に展開する。 ○ 養育上の悩みを、里親が早い段階で、フォスタリング機関のソーシャルワーカーに相談できるようにするなど里親支援の体制を強化し、里親養育の不調を未然に防止する。
(2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待相談対応件数が増加している中、その対応を担う児童福祉司が不足している。 ○ 要保護児童対策に関する市町村の相談体制や担当職員の専門性が不十分のため、地域の要保護児童等に対し適切な支援を行うことができないおそれがある。 ● 児童虐待の認知について、児童相談所の職員では限界があるので警察との連携の強化や職員の権限強化をすべきである。(県民意識調査より) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待防止対策体制総合強化プラン(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)を踏まえた国の配置基準に基づき、児童福祉司の増員を計画的に進めていく。 ○ 要保護児童対策調整機関の調整担当者研修等を通して、市町村の対応力の強化を図るとともに、専門性を有する相談対応職員を配置した「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進する。 ● 平成28年度から警察職員を各児童相談所に配置し、警察との連携を強化しているほか、児童虐待防止に向けた普及啓発キャンペーンの展開により、県民の意識醸成や未然防止・通告態勢の整備を図る。
(3)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村における「子どもの貧困対策計画」について、令和2年度末現在で20市町が策定済みであるが、計画の推進のための関係機関による連携体制の整備が不十分であるほか、未策定の町村では策定の見通しが立っておらず、市町村によって取組に差がみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な支援者が効果的に連携するためのネットワークづくりへの支援を行うとともに、未策定の町村に対して、個別に意見交換をする機会を設け、計画の策定や施策の推進への継続的な支援を行う。
(4)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肥満傾向児の出現率は、年々低下傾向が見られるものの、全国平均を上回る傾向にある。 ○ 平成30年度から取り組んでいるSOSの出し方教育について、学校での主体的な取組が進んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの指定地域における肥満傾向児対策等、健康課題解決に係る取組を保健体育課のHPに掲載するとともに、各研修会等において、その成果の周知を図る。 ○ 中高生と目線の近い大学生を講師とし、秋田大学自殺予防総合研究センターと連携した取組を進めていく。また、文部科学省通知や自殺対策計画に基づき、学校の規模や特徴などの条件に合わせ、マニュアルなどを活用した取組を進めていく。

※●は県民意識調査結果に関する課題と今後の対応方針

6 政策評価委員会の意見

<p>自己評価の「B」をもって妥当とする。</p>
